

北海道社会福祉事業団職員表彰要領

第1 目的

この要領は、北海道社会福祉事業団職員（以下「職員」という。）に対し、北海道社会福祉事業団職員就業規則（平成18年4月1日施行、以下「規則」という。）第66条に定めるところによる表彰をすることを目的とする。

第2 表彰対象者

規則第66条各号に規定する表彰対象者を例示すれば、おおむね次のとおりである。

- (1) 第1号 職務に関し、責任の遂行、業務の運営等において特に他の模範とするに足りる功績のある者、職務に関連した研究論文などが他の社会福祉団体等から顕著な評価を受けた者及び事業団に30年以上在職し、その職務に関し特に見るべき業績のあった者
- (2) 第2号 単独又は共同によって業務に関し改善・工夫等に取り組み有益な成果を上げ、その業務効果を高めることに寄与した者
- (3) 第3号 人命救助、災害防止等に関して特に推奨するに足る善行のあった者
- (4) 第4号 社会事業等への協力に関して特に推奨するに足る善行のあった者
- (5) (1) 後段の在職年数の取り扱いは次による。

ア 在職年数期間

事業団職員として在職する期間

イ 在職年数から除外する期間

(ア) 病気（私傷病）又は刑事事件に伴う休職期間及び育児休業期間の2分の1

(イ) 無給嘱託及び非常勤職員等の期間

第3 表彰を行う者

表彰は、理事長が北海道社会福祉事業団職員賞罰及び賠償審査委員会（以下「委員会」という。）の審査（30年勤続による表彰を除く）を経て行う。

第4 表彰の方法

- 1 表彰は、表彰及び金品を授与して行うものとする。
- 2 職員の表彰に際し授与する金品の額等については、次の各号のとおりとする。
 - (1) 30年勤続による表彰は、10万円相当の記念品（旅行券）とする。
 - (2) その他の表彰は、理事長が委員会にはかって定める。

第5 表彰の時期

表彰は、毎年11月3日に行う。ただし、特別の事情があるときは、臨時に行うことができる。

第6 追彰

表彰を受ける者が表彰前に死亡したときは、生前にさかのぼって表彰し、第3の表彰状及び金品は、その遺族に授与する。

第7 表彰上申の手続き

所属長は、規則第66条の各号の一に該当する者がいるときは、別記第1号様式の上申書に別記第2号様式の調書及び履歴書各1部を添えて毎年9月30日まで（随時に行うものについては、その都度）に理事長に具申しなければならない。

第8 公表

被表彰者の氏名及び事績概要は、その都度発表する。

第9 表彰対象者の資格要件

表彰対象者は、11月3日現在職員として在職中の者であって、規則第66条各号の一に該当する者であること。

ただし、11月4日から翌年の11月2日までの間に退職し、退職日において規則第66条第1号に該当する者は、退職後最初の11月3日に表彰する。この場合、その者の表彰日付は、退職の日にさかのぼるものとする。

第10 表彰対象除外者

- 1 規則により同一事由につき表彰された者
- 2 現在休職中の者
- 3 現在非行事件に関係ある者及びその監督責任者
- 4 懲戒処分を受けた者

ただし、次のいずれかに該当する者はこの限りでない。

- (1) 戒告処分にあつては満3年を経過した者
- (2) 減給処分にあつては満3年を経過し、かつ、委員会において適当と認められた者
- (3) 停職処分にあつては満5年を経過し、かつ、委員会において適当と認められた者

附 則

この要領は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

別記第1号様式

北海道社会福祉事業団職員表彰上申書	
平成 年 月 日	
理 事 長 様	
所属長 印	
<p>次の者は、北海道社会福祉事業団就業規則第66条第 号に該当するので表彰されるよう関係書類を添えて上申します。</p>	
所 属 職氏名	

別記第2号様式

北海道社会福祉事業団職員表彰調書			
氏 名		生年月日	年 月 日生
勤務箇所		年 齢	年 月
職 名		勤 務 年 数	年 月
現 住 所			
現在従事している職務内容			
性質、品行及び勤務実績			
徳望及び風評			
実績の内容 又は改善・工夫 の提案内容	(別紙)		
表彰を可とする事由	(就業規則第66条第 号該当)		
賞罰又は受刑の有無			
平成 年 月 日 所属長氏名 印			

- 注 1 各項目については、できるだけ詳細に記載すること。
- 2 実績の内容又は改善・工夫の提案内容(別紙)が大冊になる場合には、その概要をA4用紙1枚程度に要約したものを添付すること。
- 3 30年勤続表彰にあっては、実績の内容又は改善・工夫の提案内容欄は記載不要。
- 4 実績を証するものがあるときは添えること。
- 5 本書は1部提出すること。